

企業年金の運用の見える化に対する意見 骨子

令和7年10月7日

企業年金連合会

1. 見える化に当たっての基本認識

- 「法令」及び「見える化に係る Web サイト」において、「見える化」の目的の明確化と目的外利用の防止の規定や説明が必要
- 「見える化」にあたっては企業年金の運営や普及に配慮が必要（誤解を招くことのない「見える化」の在り方）

2. 確定給付企業年金（DB）

(1) 開示すべきではない項目

- 企業年金を運営する母体企業の労使合意に基づいて決定された人事・報酬戦略や労働条件が推測される情報（掛金相当額、給付総額、掛金拠出状況（標準掛金、特別掛金等））
（注）退職給付制度には、「退職一時金制度」の他、「企業年金制度（DB、DC、厚生年金基金）」があり、各企業によっては、どれか一つだけでなく、複数の制度を組合わせて導入していることもあるので、DB 制度の情報だけを見て評価することは不適切

(2) 個別事情に応じた対応

- 各 DB 制度運営上の考え方や開示内容を正確に理解するための留意事項（コメント）欄が必要

(3) 「見える化」に資する統計情報

- 他の企業年金と比較できる統計情報の提供にあたっては設立形態（単独・連合設立、総合設立）を踏まえることが必要

3. 確定拠出年金（DC）

(1) 開示項目として追加すべき項目

- 企業や加入者の適切な商品選択や制度改善に繋がるよう、以下の項目を開示項目に追加することが必要
 - ・投資教育の実施状況
 - ・運営管理機関評価の実施の状況
 - ・加入者 Web サイトへのアクセスの年間件数
 - ・スイッチング・配分変更の年間件数
 - ・運用商品の信託報酬・利回り（単年度・中長期）・ベンチマーク

(2) 開示すべきではない項目

- 企業年金を運営する母体企業の労使合意に基づいて決定された人事・報酬戦略や労働条件が推測される情報（掛金総額（事業主掛金））

(3) 運用商品の表示方法

- 企業や加入者に提示されている運用商品が適切なものかどうかを判断するため、全 DC が導入している運用商品（商品名・信託報酬・利回り・資産残高・ベンチマーク）を、投資信託や定期預金などのカテゴリーで検索し、一覧で表示できる機能